

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年1月31日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 三 谷 節 三

監査対象団体 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 21 年度に支出した「社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会」への補助金及び平成 21 年度に支出した保健福祉センター、綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 22 年 9 月 3 日から 9 月 27 日
- 4 監査執行日 平成 22 年 9 月 28 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

補 助 金 等 の 名 称	補 助 金 額
丸亀市社会福祉協議会運営等事業補助金	81,244,000 円
丸亀市社会福祉大会開催事業補助金	1,200,000 円
補助金 計	82,444,000 円
丸亀市保健福祉センター指定管理委託料	82,046,000 円
丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター指定管理委託料	6,990,000 円
指定管理委託料 計	89,036,000 円
合 計	171,480,000 円

6 監査対象団体の概要

(1) 事業の目的

丸亀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。

(2) 事業の概要

社会福祉事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 老人居宅介護等事業の経営
- ク 障害福祉サービス事業の経営
- ケ 老人デイサービス事業の経営
- コ 福祉サービス利用援助事業
- サ 福祉に関する相談事業
- シ 生活福祉資金貸付事業
- ス 小口資金貸付事業

- セ ボランティア活動事業
- ソ その他この法人の目的達成のため必要な事業
 - 公益を目的とする事業
- ア 居宅介護支援の事業
- イ 訪問入浴介護の事業
- ウ 介護予防・地域支え合いの事業
- エ ファミリー・サポート・センターの事業
- オ 丸亀市保健福祉センターの事業
- カ 丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの事業
 - 収益を目的とする事業
- ア 福祉売店業

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町二丁目1番7号 ひまわりセンター内
従たる事務所

丸亀市綾歌町栗熊西782番地及び丸亀市飯山町下法軍寺581番地1

(4) 組織

理事会、評議員会、会員、事務局

(5) 役員等

会長1名、副会長2名、理事17名、監事2名

7 監査方法

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会への平成21年度補助金及び丸亀市保健福祉センター並びに丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

支出票に添付された領収書に明細の記載のないものが見受けられるが、用途を明確にする上でも、明細を記入してもらうこと。

(2) 補助金に関する事項

平成 21 年 3 月の住民税が未納のため、5 月に督促手数料を支払っているが、今後このようなことが起こらないように十分注意すること。

県外旅費の支出の際、領収書や開催要項は添付されているが、出張命令簿の写しが支出伝票に添付されていないので添付すること。また、旅費精算処理が未整備なので様式を作成し、精算事務を行うこと。

(3) 指定管理委託料に関する事項

会計区分を誤って支出し、会計間での振替を行っているが、この場合は一端戻入して、あらたな会計で支出すること。

管理運営に関する協定書の第 16 条において年度別事業計画書は前年度の 3 月末日までに提出し、承認を得ることとなっているが、実際は 4 月に提出されているので協定書に基づき処理すること。

平成 21 年度清掃業務の指名競争入札を平成 21 年 3 月 30 日に執行しているが、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められており、入札行為は契約行為の一連の手続きの一つであることから、予算が確保された年度当初に入札を執行するようにすること。どうしても年度前にしなければいけない時は長期継続契約により、事前に年度を跨いで契約をするという了解を得るようにすること。

また、他の業務委託でも 2 月の段階で施行決定をしているものもあるので、起案は予算が理事会で承認された日以降とすること。

綾歌健康づくりふれあいセンター利用料収入については、経理規程第 20 条（収納した金銭の保管）で、受入後 3 日以内に金融機関に預け入れなければいけないとなっているが、4～5 日後に預け入れされたものも見受けられた。規程どおりに預け入れができないのであれば、実情に沿った規程に見直しをすること。

検討すべき事項（意見）

(1) 補助金に関する事項

要支援者の調査を行っているが、防災活動の核となるのはコミュニティであることから、コミュニティが要支援者名簿を活用できるよう検討していただきたい。

(2) 指定管理委託料に関する事項

業務委託の施行決裁について、少額な委託についても見積依頼、見積決定、契約と 3 回の決裁をとっているが、事務の簡素化の観点から丸亀市の規程に合わせるように検討していただきたい。

監査対象団体 富熊校区コミュニティ協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 21 年度に支出した地区コミュニティ『富熊校区コミュニティ協議会』への補助金及び平成 21 年度に支出した富熊コミュニティセンター指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 22 年 9 月 3 日から 9 月 22 日
- 4 監査執行日 平成 22 年 9 月 24 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。
交 付 額	1,176,000 円
名 称	丸亀市富熊コミュニティセンター指定管理委託料
指定管理委託料	11,177,011 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

富熊校区の住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心触れ合う住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

啓発活動の積極的推進
 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
 生活改善及び保健衛生思想の普及と推進
 地域環境対策推進と地域文化の向上
 社会福祉の推進及びコミュニティ作り
 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
 自治会、関係機関、諸団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
 指定管理業務
 前各号の他、本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市綾歌町富熊 1192 番地 1 丸亀市富熊コミュニティセンター内

(4) 会員

富熊校区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、自治会長会、役員会、運営委員会、部会、特別委員会

(6) 役員等

会長1名、副会長3名、書記2名、会計1名、監事2名、各部会部長4名、各部会副部長各部2名以内、各部会書記4名、事務局長1名

7 監査方法

地区コミュニティ『富熊校区コミュニティ協議会』への平成21年度補助金及び富熊コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

！ 補正予算や予算流用調書など予算に関する書類は収入票、支出票とは別綴りとすること。

(2) 補助金に関する事項

会計が一般会計と自治会連合会会計の2会計で処理しており、リサイクル還元金を会計間で振替を行っているが、それぞれ収入、支出に計上しているため、収入、支出額が過大となり、決算額と合わない状態となっている。振替の場合は、収入減とし負の計上すること。また、各費目の予算差引簿計上と出納簿計上内容が違うものが数件見られた。出納簿を基本とし、各費目の予算差引簿に振り分ける形で経理を行なうこと。また、コミュニティの会計と自治会連合会の会計は明確に区別すること。

旅費の支出において、旅費申請書(請求書)の日付が旅行日より後になっているものが多く見受けられた。旅費支給内規においても出張伺いを提出し出張後、請求手続きにより精算することとなっていることから、申請は旅行日の前に行うこと。

検討すべき事項(意見)

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

立替払いが多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や前金払等で支出票により決裁を得た後に支払うようにしてい

ただきたい。

(2) 指定管理委託料に関する事項

公用車がない為、職員が業務で自家用車を使用した場合、燃料費で支出しているが、旅費規程で自家用車を使用した場合に 1km30 円を支給することになっているので、1 ヶ月ごとにまとめて旅費として支出することを検討していただきたい。なお、業務で自家用車の使用を認める場合は、自動車保険の加入状況を確認してから許可をするようにしていただきたい。

社会保険料の支払いについては、一端個人に支払った職員給与から社会保険料の個人負担分を戻入し、その後事業主負担分と合わせて支払っているが、給与支給の際は、個人へは明細をつけて社会保険料の個人負担分を差引いた形で支給し、差引いた個人負担分は事務局が別途保管しておき、事業主負担分と合わせて社会保険庁に支払うようにしていただきたい。

監査対象団体 川西地区地域づくり推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 21 年度に支出した地区コミュニティ『川西地区地域づくり推進協議会』への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 22 年 9 月 3 日から 9 月 22 日
- 4 監査執行日 平成 22 年 9 月 24 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交付根拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補助目的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。
交 付 額	1,706,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

川西地区住民の自主性と相互の信頼関係に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ア 啓発活動の積極的推進
- イ 健康づくり運動の推進
- ウ 保健栄養思想の普及
- エ 地域環境対策の推進
- オ 社会福祉の推進及びコミュニティづくり
- カ 教育文化活動及びレクリエーション
- キ 生活改善指導の推進
- ク 青少年健全育成の推進
- ケ 自治会、関係機関、諸団体との連絡運営及び諸事業に協力、推進
- コ 自主防災活動の推進
- サ その他、本会目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市川西町南 428-1 丸亀市川西コミュニティセンター内

(4) 会員

川西地区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 組織

総会、役員会、8 部会（総務部・人権部・環境部・福祉部・保健部・体育部・青少年健全育成部・防災部）、事務局

(6) 役員等

会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、事務局次長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、幹事 若干名

7 監査方法

地域コミュニティ『川西地区地域づくり推進協議会』への平成 21 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

体育部会への貸出金の返金については、出納簿で収入とせず、戻入として支出の減額として負の計上をすること。また、戻入票が作成されていないので、お金の流れを明確にする為にも作成すること。さらに、支出票を作成せずにお金を貸し出し、領収書と残金で精算しているものが見受けられたので、支出票を作成して事前に決裁を得てから貸し出しをすること。

全般的に支出票は作成されているが、経理を明確にする為にも収入票も作成すること。

検討すべき事項（意見）

立替払いが多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や前金払等で支出票により決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。